

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

A I を活用した創作や  
3 D プリンティング用データの  
産業財産権法上の保護の在り方に関する  
調査研究報告書

平成 2 9 年 2 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

る又は侵害のほう助と判断される可能性があると考えられる。

3Dデータは、専利法により保護される可能性があるが、発明特許として保護対象とはなり得ず、意匠特許として保護対象になり得ると考えられる。

## (7) 韓国

### (i) 3Dデータによる産業財産権侵害について

#### ① 特許権又はデザイン権侵害に関する規定

特許発明の侵害行為については、韓国特許法第126条、第127条<sup>98</sup>に規定されている。また、韓国特許法第126条における侵害とは、韓国特許法第2条第3項の「実施」を行う行為であると考えられる。

#### 韓国特許法第2条(定義)

この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。
3. “実施”とは、次の各目の1に区分による行為をいう。  
イ. 物の発明である場合：その物を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

#### 韓国特許法第126条(権利侵害に対する禁止請求権等)

- ①特許権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる。
- ②特許権者又は専用実施権者が第1項による請求をするときには、侵害行為を造成した物(物を生産する方法の発明である場合には、侵害行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

<sup>98</sup> ジェトロソウルウェブページの下記 URL よりダウンロードできる。

[http://www.jetro-ipr.or.kr/lawIndustry\\_list.asp](http://www.jetro-ipr.or.kr/lawIndustry_list.asp) [最終アクセス日：2016年12月19日]

韓国特許法第 127 条(侵害とみなす行為)

次の各号の区分による行為を業とする場合には、特許権又は専用実施権を侵害したものとみなす。

1. 特許が物の発明である場合：その物の生産にのみ使用する物を生産・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約をする行為
2. 特許が方法の発明である場合：その方法の実施にのみ使用する物を生産・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約をする行為

デザイン権の侵害行為に関連する規定は、韓国デザイン保護法第 113 条<sup>99</sup>、第 114 条に規定されている。また、韓国デザイン保護法第 2 条には、「実施」の定義が規定されている。

韓国デザイン保護法第 113 条(権利侵害に対する禁止請求権等)

①デザイン権者又は専用実施権者は、自分の権利を侵害した者又は侵害する恐れがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる。

②第 43 条第 1 項によって秘密にすることを請求したデザインのデザイン権者及び専用実施権者は、産業通商資源部令で定めるところによってそのデザインに関する次の各号の事項に対し特許庁長から証明を受けた書面を提示して警告した後ではなければ第 1 項による請求をすることができない。

1. デザイン権者及び専用実施権者(専用実施権者が請求する場合だけ該当する)の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び主な事務所の所在地をいう)
2. デザイン登録出願番号及び出願日
3. デザイン登録番号及び登録日
4. デザイン登録出願書に添付した図面・写真又は見本の内容

③デザイン権者又は専用実施権者は、第 1 項による請求をする時には侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

韓国デザイン保護法第 114 条(侵害と見る行為)

登録デザイン若しくはこれと類似したデザインに関する物品の生産にだけ使用する物品を業として生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、または業としてその物品の譲渡又は貸与の請約をする行為は、そのデザイン権又は専用実施権を侵害し

<sup>99</sup> ジェトロソウルウェブページの下記 URL よりダウンロードできる。

[http://www.jetro-ipr.or.kr/lawIndustry\\_list.asp](http://www.jetro-ipr.or.kr/lawIndustry_list.asp) [最終アクセス日：2017 年 1 月 6 日]

たものとする。

#### 韓国デザイン保護法第2条（定義）

7. “実施”とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、またはその物品を譲渡又は貸与するために請約（譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ）する行為をいう。

## ② 調査結果

米国と同様に、以下では、特許法又はデザイン保護法により保護された物品の3Dデータ（ただし、3Dデータ自体は特許法又はデザイン保護法により保護されていない）を用いて物品を製造する場合において、データ作成工程、データ配布工程、物品の製造工程が侵害行為に該当するか否かを検討した。

### （a） データ作成工程及びデータ配布工程

現地法律事務所の回答は、以下のとおりである<sup>100</sup>。

- 特許権の直接侵害には該当せず、間接侵害の問題があり得るが、3Dデータは物に該当しないと見ることが妥当であり、特許となった物品の生産にのみ使用される「物」を生産、譲渡するものでないため、間接侵害にも該当しない。
- 3Dデータは、コンピュータ・プログラム又はデータ構造のカテゴリーに準じるものであり、かつそれが媒体に格納されたものである場合には、特許法上の「物」に該当する。
- デザイン権の直接侵害には該当せず、間接侵害の問題があり得るが、3Dデータは物に該当しないと見ることが妥当であり、登録デザインに関する物品の生産にのみ使用される「物品」を生産、譲渡するものでないため、間接侵害にも該当しない。

上記回答から、韓国は、日本と同様に3Dデータが特許法上の「物」又はデザ

<sup>100</sup> 現地法律事務所から以下の論文の情報提供を受けた。

・ チョン・ソンテ「3Dプリンティングの産業財産権法的争点と対応方針」韓国知識財産研究院、IP Policy 知識財産政策 Vol. 20(2014年9月)。7～9頁、11～12頁には3Dデータの作成行為が特許法及びデザイン保護法の侵害にならないと記載している。

イン保護法上の「物品」に該当するか否かが問題となると考えられる。

3Dデータが特許法上の「物」に該当すれば、3Dデータの作成行為又は配布行為が間接侵害に該当し、そうでなければ、3Dデータの作成行為又は配布行為が間接侵害に該当しないと考えられる。ただし、3Dデータが特許法上の「物」に該当するためには、3Dデータがコンピュータ・プログラム又はデータ構造のカテゴリーに準じるものであり、かつ媒体に格納されたものである必要がある。このため、媒体に格納されていない状態での3Dデータの配布行為等については、間接侵害に該当しない可能性が高い。

## (b) 物品の製造工程

特許法により保護された物品を製造する行為は、3Dデータを介するか否かに関わらず、韓国特許法第126条の侵害に該当すると考えられる。また、デザイン保護法により保護された物品を製造する行為は、3Dデータを介するか否かに関わらず、韓国デザイン保護法第114条の侵害に該当すると考えられる。以下では、米国と同様、3Dプリンターの利用を提供する行為や3Dプリンターを用いた物品の製造のほう助行為について侵害に該当するか否かの検討を行った。

### 1) 3Dプリンターの利用提供

現地法律事務所の回答は、以下のとおりである。

- 特許権の直接侵害には該当せず、間接侵害の問題があり得る。利用提供は物の譲渡・貸与に該当すると解されるが、3Dプリンターは特許となった物品の生産に「のみ」使用される物には該当しないため、間接侵害にも該当しない。
- デザイン権の直接侵害には該当せず、間接侵害の問題があり得る。利用提供は物の譲渡・貸与に該当すると解されるが、3Dプリンターは登録デザインとなった物品の生産に「だけ」使用される物には該当しないため、間接侵害にも該当しない。

3Dプリンターの利用提供については間接侵害が問題となる。一般的に、3Dプリンターは侵害品でないものも製造することができると考えられる。そのため、3Dプリンターは韓国特許法第127条の「特許となった物品の生産にのみ使用される物」には該当しないと考えられる。

また、3Dプリンターは韓国デザイン保護法第114条の「登録デザイン若しくはこれと類似したデザインに関する物品の生産にだけ使用する物品」には該当しないと考えられる。

よって、3Dプリンターの利用提供は、特許法又はデザイン保護法において間接侵害に該当しないと考えられる。

## 2) 3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助

現地法律事務所の回答は、以下のとおりである。

- 特許法及びデザイン保護法による保護において、各共同行為者が単一の侵害の主観的共謀下に客観的に行為を分担して有機的一体として侵害行為を行う場合には、各共同行為者全てを一体として侵害主体と認め、全てに対して侵害の責任を問うことができるという見解<sup>101</sup>及び判例<sup>102</sup>がある。

3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、程度によっては直接侵害に該当すると考えられる。さらに、直接侵害と言えないまでも、3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、共同不法行為と判断することができると考えられる。

### (ii) 3Dデータの産業財産権法による保護について

#### ① 発明又はデザインに関する規定

特許を受けることができる発明は、韓国特許法第2条第1項に規定されている。

#### 韓国特許法第2条(定義)

この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

<sup>101</sup> チョ・ヨンソン『特許法』(博英社、2013年)。531頁には各共同行為者が単一の侵害の主観的共謀下に客観的に行為を分担して有機的一体として侵害行為を行う場合には、各共同行為者をいずれも一体として侵害主体と認め、全てに対して特許権侵害の責任を問うことができると記載している。

<sup>102</sup> ソウル中央地方法院 2006.6.10. 言渡 2008 ガ合 84774 「特許侵害の場合、一般不法行為とは異なっており、原則的に単一の主体が発明のすべての構成要素を実施することを前提とするものであり、単一の侵害者が第三者を道具として利用するか又は複数の侵害者が共謀して特許発明の一部ずつを実施することによって、実質的に発明全部を実施していると認められる場合には、迂回して特許侵害という目的を達成するようになるので、このような場合には、特許の侵害を認めることが相当である。」

1. “発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。

また、韓国特許・実用新案審査基準第3部特許要件 4.1.6<sup>103</sup>には、データに関する規定が記載されている。

韓国特許・実用新案審査基準第3部特許要件 4.1.6 単純な情報の提示  
単純に提示される情報の内容にのみ特徴があるものであって、情報の提示を主たる目的とする場合には、発明に該当しない。  
(例1)録音された音楽にのみ特徴があるCD、コンピュータ・プログラムリスト自体、デジタルカメラで撮影されたデータ等  
しかし、情報の提示が新規な技術的特徴を有していれば、そのような情報の提示それ自体、情報の提示手段、情報を提示する方法は、発明に該当することがあり得る。

また、韓国特許・実用新案審査基準第3部特許要件 4.1.8には、コンピュータ・プログラムに関する規定が記載されている。

韓国特許・実用新案審査基準第3部特許要件 4.1.8 コンピュータ・プログラム言語自体、コンピュータ・プログラム自体  
コンピュータ・プログラムは、コンピュータを実行する命令に過ぎないものであり、コンピュータ・プログラム自体は発明となることはできない。ただし、コンピュータ・プログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現される場合には、当該プログラムと連動して動作する情報処理装置(機械)、その動作方法、及び当該プログラムを記録したコンピュータで読むことができる媒体は、自然法則を利用した技術的な思想の創作として発明に該当する。

登録を受けることができるデザイン(意匠)は、韓国デザイン保護法第2条、第33条に規定されている。

<sup>103</sup> ジェトロソウルウェブページの下記URLの「特許・実用新案審査基準」よりダウンロードできる。  
<http://www.jetro-ipr.or.kr/> [最終アクセス日：2016年12月23日]

#### 韓国デザイン保護法第 2 条（定義）

1. “デザイン”とは、物品[物品の部分(第 42 条は除く)及び字体を含む。以下同じ]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

#### 韓国デザイン保護法第 33 条(デザイン登録の要件)

①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、または公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、または電気通信回線を通じて公衆が利用することができるようになったデザイン
3. 第 1 号又は第 2 号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれか一つによって容易に創作することができるデザイン(第 1 項各号のいずれか一つに該当するデザインは除く)は、第 1 項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 第 1 項第 1 号・第 2 号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第 52 条、第 56 条又は第 90 条第 3 項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、または類似した場合にそのデザインは第 1 項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

#### ② 検討結果

米国と同様に、3Dデータと類似性が高いと思われる画像データや設計図、プログラムやデータ構造の保護についても調査した。



現地法律事務所の回答は、以下のとおりである<sup>104</sup>。

- 単純な3Dデータそのものは発明の定義規定に該当しない。単純な3Dデータとは、3Dデータが情報を提示するだけで、技術的な特徴を有さないものを意味する。
- そのため、3Dデータが、単なる情報の提示ではなく、技術的な特徴を有していれば、発明の定義規定に該当する。
- 3Dデータそのものは、物品の形状・模様・色彩又はこれらの結合で美感を起こさせるデザイン保護法による保護対象になり難い。
- 単純な画像データや設計図は、発明の定義規定に該当しない。単純な画像データや設計図とは、単に情報を提示するもので、技術的な特徴を有さないものを意味する。
- 画像データそのものや設計図そのものは、デザイン保護法による保護の対象になり難い。
- プログラムは、ハードウェアと結合して特定課題を解決するためのものであって、媒体に格納されたものであれば特許の対象になり得る。ただし、媒体に格納された形式ではなく、一般的なプログラムそのものはまだ特許の対象ではない
- データ構造を有するデータは、コンピュータ・プログラムに準ずるデータであって、ハードウェアと結合して特定課題を解決するためのもので、媒体に格納された物であれば、発明の保護の対象となり得る。
- 3Dデータ、画像データ、設計図、プログラム自体又はデータ構造を有するデータは、著作権法<sup>105</sup>による保護の対象になり得る

韓国では、技術的な特徴を有さない3Dデータは、「物」であったとしても、特許法による保護の対象とはならないと考えられる。ただし、3Dデータが「物」に該当し、かつ技術的な特徴を有するものであれば、その3Dデータは特許法による保護の対象となり得ると考えられる。

---

<sup>104</sup> 現地法律事務所から以下の論文の情報提供を受けた。

・チョン・ソンテ「3Dプリンティングの産業財産権法的争点と対応方針」韓国知識財産研究院、IP Policy 知識財産政策 Vol. 20、(2014年9月)。6～7頁には、3Dデータが「自然法則」を利用したものではないので、発明に該当しないと記載している。

<sup>105</sup> 韓国著作権法第2条、第4条参照。

3Dデータは、韓国著作権法第4条に規定されている「絵画、書芸、彫刻、版画、工芸、応用美術著作物その他の美術著作物」、「地図、図表、設計図、略図、模型その他の図形著作物」又は「コンピュータ・プログラム著作物」に該当すると考えられ、著作権法による保護の対象となり得ると考えられている。

### (iii) 韓国のまとめ

3Dデータが特許法上の「物」又はデザイン保護法上の「物品」に該当すれば、3Dデータの作成行為又は配布行為が間接侵害に該当し、そうでなければ、3Dデータの作成行為又は配布行為が間接侵害に該当しないと考えられる。ただし、3Dデータが特許法上の「物」に該当する場合には、3Dデータがプログラム又はデータ構造のカテゴリーに準じるものであるだけでなく、媒体に格納されている必要がある。このため、媒体に格納されていない状態での3Dデータの配布行為等については、間接侵害に該当しない可能性が高い。

また、3Dプリンターの利用提供は、特許法又はデザイン保護法における侵害行為に該当しないと考えられる。

3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、特許法又はデザイン保護法における侵害行為に該当する可能性があると考えられる。

技術的な特徴を有さない3Dデータは、3Dデータが「物」であったとしても、特許法による保護の対象とはなり得ないと考えられる。ただし、3Dデータが「物」に該当し、かつ技術的な特徴を有するものであれば、その3Dデータは特許法による保護の対象となり得ると考えられる。

## (8) 日本及び諸外国・地域の比較

### (i) 3Dデータによる産業財産権侵害について

ここでは、日本及び諸外国・地域の3Dデータによる産業財産権侵害の該当性についてまとめる。ただし、産業財産権法により保護された物品の3Dデータ(ただし、3Dデータ自体は産業財産権法により保護されていない)を用いて物品を製造する場合を前提とした。また、データ作成工程、データ配布工程及び物品の製造工程についてまとめる。

#### (a) データ作成工程及びデータ配布工程

日本及び韓国では、3Dデータの作成行為又は配布行為が侵害に該当するか否かの判断が、3Dデータが特許法上の「物」に該当するか否かによって異なると考えられる。具体的には、3Dデータが特許法上の「物」に該当すれば、3Dデータの作成行為又は配布行為は、侵害とみなされる可能性があると考えられる。また、韓国のデザイン保護法においては、3Dデータが「物品」に該当すれば、

概要		日本	米国	欧州(※)	
<b>AIを活用した創作物の産業財産権法上の論点</b>					
AIを活用した創作物 (人間の関与:大)	保護可能性	有	有	有	
	関連法令	特許法2条1項 意匠法2条1項	特許法101条(特許)、171条 (意匠)	EPC52条 意匠理事会規則3条、4条、意匠保護に関する指令3条	
	保護の要件	他の特許又は意匠と同様(特別規定なし)			
	権利主体	創作への貢献から個別に判断			
AIが自律的に創作した創作物 (人間の関与:ほぼ無し)	保護可能性	無	有	争いあり	
	関連法令	発明者は自然人のみ。(特許法2条1項)	発明者は自然人のみ。(特許法100条(f)、101条)	肯定意見:「発明者」は、EPC60条で人間に限定されていない。 否定意見:発明者に関する規定は、発明者が自然人であることを間接的に示している。	
	保護の要件		AIを設計、操作した自然人を発明者と認めた場合。	AIを発明者と認めた場合。	
	権利主体		AIを設計し、操作している自然人。	創作に貢献した者全てがなり得る。貢献度から判断。	
学習段階で生成される 学習済みモデル	AIプログラム + パラメータ	保護可能性	有	有	
		関連法令	特許法2条1項、3項1号、4号、 特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 1章	特許法101条、Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2347 (2014)	EPC52条(2)(c)、(3)、 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6
	パラメータのみ	保護の要件	「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すること。	発明的思想を含むこと。	プログラム「それ自体」に該当しないこと。 技術的特徴を有すること。
		保護可能性	有	有	無
		関連法令	特許法2条1項、3項1号、4号、 特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 第1章	特許法101条、Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2347 (2014)	EPC52条(2)(c)、(d)、(3) 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6、3.7
		保護の要件	「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すること。	発明的思想を含むこと。	情報の提示「それ自体」に該当しないこと。 技術的特徴を有すること。
<b>3Dプリンティング用データの産業財産権法上の論点</b>					
物品の産業財産権侵害(物品に産業財産権有り。3Dデータには産業財産権なし。)					
3Dデータ作成工程	侵害成立可能性	有	有		
	関連法令等	特許法2条3項1号、4号、101条1号、2号、 意匠法37条2項、38条1号	特許法271条(b)		
	侵害成立要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。	侵害を誘導する意図が存在すること。		
3Dデータ配布工程	侵害成立可能性	有	有		
	関連法令等	特許法2条3項1号、4号、101条1号、2号、 意匠法37条2項、38条1号	特許法271条(b)		
	侵害成立要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。	侵害を誘導する意図が存在すること。		
物品製造工程	物品の製造 (直接侵害)	侵害成立可能性	有	有	
		関連法令等	特許法68条、 意匠法23条	特許法271条(a)	
	3Dプリンターの 利用提供	侵害成立可能性	有	有	
		関連法令等	判決:東京地判平成25年9月30日平成24(ワ)33525号[書籍電子化受託禁止事件]	特許法271条(b)	
		備考	利用提供者が侵害を知っていた場合、侵害に該当する可能性あり。 民法上の不法行為に該当する可能性もある。		
<b>3Dデータの産業財産権による保護</b>					
3Dデータ	保護可能性	有	無	有	
	関連法令等	特許法2条1項、3項1号、4号、 特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 第1章	特許法101条	EPC52条(2)(c)、(d)、(3) 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6、3.7	
	保護要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。		3Dデータ自体が技術的課題を解決すること。	

※ 欧州特許付与に関する条約(EPC)又は欧州共同体意匠に関する規則等について整理

英国	ドイツ	フランス	中国	韓国
有	有	有	有	有
特許法1条 意匠法2条(4)	特許法1条 意匠法1条	知的財産法L611-10(特許)、 L511-1条からL521-7条(意匠)	専利法2条2項、3項(特許)、4 項(意匠)	特許法2条 デザイン保護法2条
他の特許又は意匠と同様(特別規定なし)				
創作への貢献から個別に判断				
無	無	無	無	無
発明者は自然人のみ。(特許 法7条)	自然人による創作物である必要。 。	創作物又は発明の財産を所有 できるのは、自然人であり、 AIは権利主体になり得ない。 (知的財産法L611-6、L611-7)	権利の帰属を自然人又は機 関、組織に認めている。(専利 法6条)	発明者は自然人のみ。(特許 法2条1項、33条)
有	有	有	有	有
特許法1条(2)	特許法1条(3)、(4) コンピューター・プログラムは、 判例法により、特許保護の対 象として認められている。	知的財産法L611-10(2)、(3)	専利法2条2項、 専利審査指南第2部分9章	特許法2条、 特許・実用新案審査指針書3 部1章4.1.8
プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。
有	無	無	不明	無
特許保護の可能性不明。 データベース権による保護の 可能性あり。 (著作権法3A条)	パラメータは、情報の提示「そ れ自体」と解釈される可能性 が高い(特許法1条(3)、(4))。	パラメータは、情報の提示「そ れ自体」と解釈される可能性 が高い(知的財産法L611- 10(2)、(3)(特許))。	専利法又はその関連規則に パラメータに係る明確な規定 が存在しない。	単なる情報の提示は、発明に 該当しない。(特許法2条、特 許・実用新案審査指針書3部1 章4.1.6)
著作権法3Aの条件を満たす 「データベース」であること。				
無	無	無	有	有
特許法60条(2)	特許法10条(1)	知的財産法L613-4	専利法11条、 最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
			専利権侵害に利用されること を作成者が知っていること。	3Dデータが法律上の「物」又 は「物品」に該当すること。
有	有	有	有	有
特許法60条(2)	特許法10条(1)	知的財産法L613-4	最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
権利侵害になることを配布者 が知っていること。	権利侵害になることを配布者 が知っていること。	特許権の間接侵害に該当する こと(意匠は非対象)。	専利権侵害に利用されること を配布者が知っていること。	3Dデータが法律上の「物」又 は「物品」に該当すること。
有	有	有	有	有
特許法60条(1)、 登録意匠法7条、7A条	特許法9条、 意匠法38条	知的財産法L513-4、L613-3	専利法11条	特許法94条
無	有	有	有	無
判決 (Unilever v Gillette Plc [1989] RPC 583)	判決 (OLG Düsseldorf「Handy- Permanentmagnet」 Mitteilungen der deutschen Patentanwälte 2006、428)	調査先の見解のみ。	最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
知的財産権侵害に該当しない が、複数当事者間で侵害行為 の準備又は合意がある場合、 共同不法行為に該当する可能 性あり。	利用提供者が特許侵害を助 助することを知っていることが 求められる。	利用提供者に、侵害を故意に 行う意思があれば侵害行為と なりうる。		
有	無	有	有	有
登録意匠法1条、1B条、1C条	特許法1条、 意匠法1条、2条、3条	知的財産法L511-1、L511-2、 L511-8	専利法2条 (意匠特許として保護の可能 性がある。)	特許法2条
登録意匠権で保護される可能 性あり(特許は非対象)。		意匠権で保護される可能性あ り(特許は非対象)。	意匠特許で保護される可能性 あり(発明特許は非対象)。	3Dデータが法律上の「物」に 該当すること。

Outline		JP	US	EU (※)	
<b>Issues on the Industrial Property Rights Law concerning creations made with AI</b>					
		Possibility	Yes	Yes	
Creations made by using AI as a tool (Human involvement: A lot)	Related laws and regulations	Patent Law 2(1) Design Law 2(1)	35 U.S.C. 101(Patent),171(Design)	Art. 52 EPC, Art. 3 and 4 of Design Regulation, Art. 3 of DIRECTIVE	
	Protection requirements	Treated same as any other creations (no special rule)			
	Entity of rights	Judged individually from the contribution to creation			
	Possibility	No	Yes	Yes or NO	
Creations made autonomously by AI (Human involvement: little)	Related laws and regulations	"Inventor" should be "natural person (individual)" (Patent Law 2(1))	"Inventor" should be "individual" (35 U.S.C. 100(f), 101)	Yes: The "inventor" of Art. 60 EPC is not explicitly limited to an individual. No: Provisions about inventor make indirectly clear that the inventor is an individual.	
	Protection requirements		An individual who designed or operated AI is recognized as an inventor.	If AI system is regarded as the "inventor".	
	Entity of rights		An individual who designed or operated AI	It depends on the type of contribution towards the	
	Possibility	Yes	Yes	Yes	
Pre-trained model created by learning process	AI program + parameters	Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101 Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. __, 134 S. Ct. 2347 (2014)	Art. 52(2)(c), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6
		Protection requirements	Invention is required to be "advanced one of creation of a technical idea utilizing a law of nature".	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive concept."	Not computer program "as such" The claimed subject-matter has a technical character.
		Possibility	Yes	Yes	Yes
	Only parameters	Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101 Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. __, 134 S. Ct. 2347 (2014)	Art. 52(2)(c), (d), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6, 3.7
		Protection requirements	Invention is required to be "advanced one of creation of a technical idea utilizing a law of nature".	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive concept."	Not presentations of information "as such" The claimed subject-matter has a technical character.
		Possibility	Yes	Yes	Yes
<b>Issues on the Industrial Property Rights Law concerning 3D data</b>					
<b>Infringement of industrial property rights of products(Products with industrial property right / 3D data without industrial property right)</b>					
3D data creation process	Possibility of infringement	Yes	Yes	/	
	Related laws and regulations	Patent Law 2(3)(i)(iv), 101(i)(ii) Design Law 37(2), 38(i)	35 U.S.C. 271(b)		
	Infringement establishment requirement	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	Creator intended to induce infringement.		
3D data distribution process	Possibility of infringement	Yes	Yes		
	Related laws and regulations	Patent Law 2(3)(i)(iv), 101(i)(ii) Design Law 37(2), 38(i)	35 U.S.C. 271(b)		
	Infringement establishment requirement	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	Distributor intended to induce infringement.		
Manufacturing process of products	Manufacture of products (Direct infringement)	Possibility of infringement	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Patent Law 68 Design Law 23	35 U.S.C. 271(a)	
	Provision of use of 3D printers	Possibility of infringement	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Case: Tokyo District Court September 30, Heisei 25, Heisei 24 (W) No. 33525 [Case concerning assisting digitization of books.]	35 U.S.C. 271(b)	
		Remarks	If the provider knew infringement, it may be infringing. It can fall under illegal acts		
<b>Protection of 3D data under industrial property rights</b>					
3D data	Possibility	Yes	No	Yes	
	Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101	Art. 52(2)(c), (d), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6, 3.7	
	Protection requirements	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive	The claimed subject-matter has a technical character.	

※ Based on EPC or Community Design regulation (EC) No 6/2002 etc.

GB	DE	FR	CN	KR
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.1 Patents Act 1977 s.2(4) Registered Designs Act 1949	s. 1 Patent Act s. 1 Design Patent Act	L611-10 CPI(Patent) L511-1toL521-7 CPI(Design)	Patent Law 2(2), (3)(Patent), 4(Design)	Patent Law 2 Design protection law 2
Treated same as any other creations (no special rule)				
Judged individually from the contribution to creation				
No	No	No	No	No
"Inventor" should be "natural person"(s.7 Patents Act 1977)	IP law always requires creation by a human.	The property of a creation/invention is only owned by the creator/inventor as physical person / group or person / moral person.(L611-6, L611-7 CPI)	Entity of rights is only natural person, institute or organization (Patent Law 6)	"Inventor" should be "natural person (individual)" (Patent Law 2(1), 33)
/	/	/	/	/
/	/	/	/	/
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.1(2) Patents Act 1977	s. 1(3), (4) Patent Act Case Law	L611-10(2), (3) CPI	Patent Law 2(2) Guidelines for Examination PART2 s.9	Patent Law 2 Guidelines for Examination PART 3 s.1-4.1.8
Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"
Yes	No	No	Unclear	No
Patent right protection is unclear. Protected by the database right. (s.3A CDPA 1988)	The parameter is interpreted as presentations of information "as such"(s. 1(3), (4) Patent Act Case Law)	The parameter is interpreted as presentations of information "as such"(L611-10 CPI(Patent))	No specific rules on parameters.	No protection is provided for a simple Presentation of information. (Patent Law 2, Guidelines for Examination PART 3 s.1-4.1.6)
s.3A CDPA 1988 requirements	/	/	/	/
No	No	No	Yes	Yes
s.60(2) Patents Act 1977	s. 10(1) Patent Act	L613-4 CPI	Patent Law 11, Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
/	/	/	Creator knew that the data was used for infringement.	3D data corresponds to "products" under the Law.
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.60(2) Patents Act 1977	s. 10(1) Patent Act	L613-4 CPI	Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
Distributor knew the infringement.	Distributor knew the infringement.	Applicable to indirect infringement of patent right.(No protection of Design right)	Distributor knew that the data was used for infringement.	3D data corresponds to "products" under the Law.
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.60(1) Patents Act 1977 s.7, 7A Registered Designs Act 1949	s. 9 Patent Act s. 38 Design Patent Act	L513-4, L613-3 CPI	Patent Law 11	Patent Law 94
No	Yes	Yes	Yes	No
Case: Unilever v Gillette Plc [1989] RPC 583	Caset: OLG Düsseldorf 「Handy-Permanentmagnet」 Mitteilungen der deutschen Patentanwälte 2006, 428)	Only opinion of the law firm	Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
It can be liable under the English law of joint tortfeasorship,	If the provider knows infringement, it may be infringemant.	If the provider intended infringement, it may be infringemant.	/	/
Yes	No	Yes	Yes	Yes
s.1, 1B, 1C Registered Designs Act 1949	s. 1 Patent Act s. 1, 2, 3 Design Patent Act	L511-1, L511-2, L511-8 CPI	Patent Law 2 (Possibility of Design Patent protection)	Patent Law 2
It may be protected under Registered Design Act. (No patent protection)	/	It may be protected under Design right. (No patent protection)	It may be protected under Design Patent right. (No patent protection)	3D data corresponds to "products" under Patent Law.

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

AI を活用した創作や  
3Dプリンティング用データの  
産業財産権法上の保護の在り方に関する  
調査研究報告書

平成29年2月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地  
精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@fdn-ip.or.jp](mailto:support@fdn-ip.or.jp)